

福岡市公報

平成22年 7 月29日 第5753号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
告

ページ

○研究室等の使用者の公募（第217号）	1
○指定管理者の公募（第218号）	3
○指定管理者の公募（第219号）	5
○指定管理者の公募（第220号）	8
○指定管理者の公募（第221号）	11

公
告

福岡市公告第217号

福岡市産学連携交流センター条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、福岡市産学連携交流センターの研究室等を使用しようとする者を公募するので、福岡市産学連携交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の規定により次のように公告する。

平成22年 7 月29日

福岡市長 吉 田 宏

1 研究室等の名称及び面積並びに設備

(1) 名称

新事業事務室

(2) 面積

部屋面積	部屋数
44平方メートル	1

(3) 設備

募集要項に記載

2 研究室等の使用期間

平成22年10月 1 日以後市長が許可した日から 3 年以内

3 研究室等の使用料

132,000円／月

4 研究室等の応募資格

産学連携交流により研究開発を行う企業等及び当該企業等に対し経営又は技術の支援を行う企業のうち、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- (2) 団体又はその代表者が、指定暴力団の構成員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがある者であるもの
- (3) 国税及び地方税の滞納があるもの
- (4) 騒音、臭気、振動等の環境保全上の問題があり、他の施設の使用者と協調して事業又は研究を行うことができないもの
- (5) その他研究室等の使用者として社会通念上ふさわしくないもの

5 詳細は、募集要項による。

6 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業政策部科学技術振興課）

電話 092-711-4344

(2) 期間

本公告の日から平成22年 8 月 31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

7 申請書及び書類の受付期間並びに提出先

(1) 受付期間

ア 期間

平成22年 7 月 29日から平成22年 8 月 31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業政策部科学技術振興課）

電話 092-711-4344

8 その他

当公募において使用者が決定しなかったときは、申請を随時募集し受け付ける随時公募を行う場合がある。詳細は、センターのホームページ等に掲載する。

福岡市公告第218号

福岡市産学連携交流センター条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、福岡市産学連携交流センターについて指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市産学連携交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

平成22年 7 月 29 日

福岡市長 吉 田 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市産学連携交流センター	福岡市西区大字元岡

2 指定の予定期間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する許可に関する業務
- (3) 条例第 8 条第 1 項に規定する許可の取消し等（交流ホール及び駐車場の使用に係る使用許可に関するものに限る。）に関する業務
- (4) 条例第 9 条に規定する使用の制限に関する業務
- (5) 条例第10条第 1 項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (6) 条例第12条に規定する使用料の減免（交流ホール及び駐車場の使用に係る使用料に関するものに限る。）に関する業務
- (7) 施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで（条例第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により交流ホールを専用的に使用することについて許可する場合は、午前 9 時から午後 8 時まで）

(2) 休館日

規則第 3 条第 1 項に規定する休館日

(3) 使用料の徴収

条例第10条第 1 項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

-
- (5) 使用料の減免の基準及び手続
条例第12条及び規則第12条の規定に定める基準及び手続によること。
 - (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
 - (7) 利用者の使用を制限するときの要件
条例第9条に定める要件
 - (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限
平成23年度 22,050千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
 - (9) 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
 - (2) 基準
ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補となることができる資格
- 法人その他の団体（以下「団体」という。）であつて、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
 - (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体であるもの
 - (3) 団体又はその代表者が、指定暴力団の構成員その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがある者であるもの
 - (4) 国税及び地方税の滞納があるもの
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定するものであるもの
 - (6) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
 - (7) 福岡市指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中であるもの
 - (8) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、公募要項による。
-

8 公募要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業政策部科学技術振興課）

電話 092-711-4344

(2) 期間

本公告の日から平成22年 9 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

平成22年 8 月20日から平成22年 9 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業政策部科学技術振興課）

電話 092-711-4344

福岡市公告第219号

福岡市油山市民の森条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項本文の規定に基づき、福岡市油山市民の森について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市油山市民の森条例施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の規定により次のように公告する。

平成22年 7 月29日

福岡市長 吉 田 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市油山市民の森	福岡市南区大字桧原及び大字柏原並びに城南区大字東油山

2 指定の予定期間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務

- (2) 条例第 5 条第 1 項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (3) 条例第 7 条に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 市民の森の施設の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

ア 自然観察センター

午前 9 時から午後 4 時30分まで

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

イ 観察小屋

午前 9 時から午後 7 時まで（4 月 1 日から 9 月30日まで）

午前 9 時から午後 5 時まで（10月 1 日から翌年 3 月31日まで）

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

ウ 駐車場

午前 9 時から午後 6 時まで

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

(2) 自然観察センターの休館日

規則第 5 条第 2 項に定める休館日。ただし、提案内容により、休館日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第 5 条第 1 項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(6) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第 7 条に定める要件によること。

(7) 管理に関し本市が負担する金額の上限

平成23年度 98,643千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

-
- (1) 方法
 - (2)に掲げる基準の適合審査
 - (2) 基準
 - ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。
 - イ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。
 - ウ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
 - エ 効率的な管理運営により経費を削減できる団体であること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
 - 6 指定管理者の候補者となることができる資格
 - 市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
 - (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納しているもの
 - (3) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - (4) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
 - 7 詳細は、募集要項による。
 - 8 募集要項を次のとおり交付する。
 - (1) 場所
 - ア 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）
電話 092-711-4841
 - イ 福岡市南区大字桧原855番4号
油山市民の森管理事務所
電話 092-871-6969
 - (2) 期間
平成22年8月1日から同月31日まで（(1)アについては、土曜日及び日曜日を除
-

く。)

(3) 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

平成22年 8 月 2 日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）

電話 092-711-4841

福岡市公告第220号

福岡市市民リフレッシュ農園条例（以下「条例」という。）第19条第 1 項本文の規定に基づき、福岡市市民リフレッシュ農園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市市民リフレッシュ農園条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

平成22年 7 月 29 日

福岡市長 吉 田 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
今津リフレッシュ農園	福岡市西区今津
立花寺緑地リフレッシュ農園	福岡市博多区立花寺

2 指定の予定期間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 条例第 2 条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 条例第 4 条の 2 に規定する行為の制限に関する業務

(3) 条例第 7 条に規定する利用の許可（体験農園，売店及びその他の施設に係るものを除く。）に関する業務

(4) 条例第 9 条に規定する利用の制限に関する業務

(5) 条例第10条第 1 項及び第 2 項に規定する使用料（体験農園，売店及びその他の施設

に係るものを除く。次号において同じ。)の徴収に関する業務

- (6) 条例第12条に規定する使用料の減免に関する業務
- (7) 農園の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

午前 7 時から午後 7 時まで (4 月 1 日から 9 月 30 日まで)

午前 8 時から午後 6 時まで (10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

(2) 休園日

条例第 4 条及び規則第 2 条第 2 項に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第10条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに規則第10条第 1 項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第12条及び規則第13条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第 4 条の 2 及び第 9 条に定める要件によること。

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

今津リフレッシュ農園 平成23年度 47,124千円

立花寺緑地リフレッシュ農園 平成23年度 26,302千円

（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(9) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

- ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。
- イ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。
- ウ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
- エ 効率的な管理運営により経費を削減できる団体であること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納しているもの
- (3) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (4) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

- ア 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）
電話 092-711-4841
- イ 福岡市西区今津5685
今津リフレッシュ農園管理事務所
電話 092-806-2565
- ウ 福岡市博多区立花寺二丁目9番15号
立花寺緑地リフレッシュ農園管理事務所
電話 092-587-0881

(2) 期間

平成22年 8 月 1 日から同月31日まで（(1)アについては土曜日及び日曜日，同イ及びウについては休園日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

平成22年 8 月 2 日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）

電話 092-711-4841

福岡市公告第221号

福岡市公園条例（以下「条例」という。）第23条の3第1項本文の規定に基づき，花畑園芸公園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので，福岡市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第19条の規定により次のように公告する。

平成22年 7 月 29 日

福岡市長 吉 田 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
花畑園芸公園	福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

2 指定の予定期間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 条例第 4 条第 1 項に規定する行為の制限及び条例第 6 条に規定する利用の制限に関する業務

(2) 条例第 8 条に規定する利用の承認に関する業務

(3) 次に掲げる使用料の徴収に関する業務

ア 条例第 6 条の 2 に規定する使用料（条例第 4 条第 6 項の許可を受けた者に係るものを除く。）

イ 条例第10条に規定する使用料

(4) 条例第21条に規定する使用料等（前号に規定する使用料に限る。）の減免に関する

業務

- (5) 公園施設（都市公園法第 5 条第 1 項の許可に係るものを除く。）の維持及び修繕に関する業務

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで（果実採取園は、午前10時から午後 4 時まで）

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

(2) 休園日

条例第 6 条の 3 及び規則第 5 条に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第 6 条の 2（条例第 4 条第 6 項の許可を受けた者に係るものを除く。）、条例第10条及び規則第 7 条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第21条及び規則第15条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第 4 条及び第 6 条並びに規則第 2 条に定める要件によること。

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

平成23年度 101,778千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(9) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。

イ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。

- ウ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
 - エ 効率的な管理運営により経費を削減できる団体であること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補者となることができる資格
- 市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
 - (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納しているもの
 - (3) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - (4) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
 - ア 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）
電話 092-711-4841
 - イ 福岡市南区柏原七丁目571番地 1
花畑園芸公園管理事務所
電話 092-565-5114
 - (2) 期間
平成22年 8 月 1 日から同月31日まで（(1)アについては土曜日及び日曜日、同イについては休園日を除く。）
 - (3) 時間
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間

ア 期間

平成22年 8 月 2 日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（農林水産局農林部農業政策課）

電話 092-711-4841